

様式 3「改氏名届」の事前確認事項

- 【提出書類】**
1. 「姓」のみ変更 → 「改氏名届」
 2. 「名」の改名 → 「改氏名届」・公的証明書類(下記 ①～⑥)

- 【提出期限】**
1. 金融機関で口座名義を変更する(した)月の第4金曜日まで
 2. 改氏名許可後の月末まで

★ 「姓」が変更になった場合、金融機関で行う口座名義の変更手続きは、手続き予定月の奨学金の振り込みを確認した後に行ってください。

※ 「姓」の変更は「改氏名届」提出後、早くて翌月に反映がされます。

そのため、奨学金の振込前に金融機関で口座名義の変更手続きを行った場合や提出が遅れた場合は、振込不能となる可能性があります。

※ 「名」の改名は手続きが異なるため、事前に奨学係(Tel098-895-8136)にご相談ください。

★ 「名」の変更は、下記のいずれかの公的証明書(写し可)を併せて提出してください。

- ① 名の変更許可審判書(謄本)
- ② 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(除籍を含む)
※ 変更前後の名が記載されているものに限る
- ③ 受理証明書
※ 名の変更に係る戸籍届受理のものに限る
- ④ 住民票(除票又は改製原住民票を含む)
※ 変更前後の名が記載されているものに限る
- ⑤ 運転免許証(表・裏両面)
※ 変更前後の名が記載されているもの
- ⑥ 帰化者の身分証明書(法務局発行のもの)
※ 帰化した場合のみ可

★ 「改氏名届」の変更手続きにより、現在、機構に届けている口座名義も自動的に変更となります。口座の変更がない場合は、「改氏名届」のみを提出してください。

※ 改氏名手続きの前に、金融機関で口座名義の変更手続きが必要です。

★ 「改氏名届」の提出後、翌月の振込時に通帳を記帳し奨学金が振り込まれているかを確認してください。
振込みがない場合は、奨学係に問い合わせください。